

国立市議会基本条例

平成26年12月25日条例第39号

改正

平成30年12月17日条例第36号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条）
 - 第2章 議会・議員の責務と活動原則（第2条—第4条）
 - 第3章 市民と議会の関係（第5条・第6条）
 - 第4章 議会と市長等の関係（第7条—第11条）
 - 第5章 議会運営の原則（第12条—第16条）
 - 第6章 議会と議会事務局の体制整備（第17条—第23条）
 - 第7章 災害時の対応（第24条）
 - 第8章 議員定数及び議員報酬（第25条・第26条）
 - 第9章 条例の位置付け及び見直し等（第27条・第28条）
- 付則

前 文

自治体の議会は、日本国憲法により定められた、主権者である市民に選ばれた議員で構成される唯一の議決機関です。二元代表制のもと、市長をはじめ執行機関との健全な緊張関係を保持しながら、立法機能を持つと共に行政の監視機能を持っています。

文教地区運動以来の住民自治の歴史を持つ国立市は、第一期基本構想以来、「人間を大切にするまち」を基本理念に、「文教都市くにたち」を都市像としています。また「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市平和都市宣言」及び国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例を制定しています。

私たち国立市議会は、そのようなまちにふさわしい、多様な市民参加による議会運営につとめ、地域民主主義を実現する責任があります。孤立や排除を生み出さず、違いを認め合い、共に支え合うことをめざすソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、誰もが市政に生き生きと参加し、その成果を実感できる議会をめざします。

積極的な広報・広聴につとめ、市民からの政策提案を受け止めながら、議員同士の闊達な自由討議により市政の課題を掘り起こし、市民に開かれた「見える！動く！創り出す！」議会をめざして、ここに議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、二元代表制の下、市長その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張関係を保ち、市民と手を携え、市民に開かれた議会を実現し、もって地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

第2章 議会・議員の責務と活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表から構成される市の議事機関かつ団体意思の決定機関として、公正性、透明性及び市民からの信頼性を重視するとともに、ソーシャルインクルージョンの理念に配慮し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議決責任を深く認識し、積極的な情報公開及び市民との意見交換に取り組むとともに、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (2) 議論を尽くし、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにし、議員間の合意形成に努めること。
- (3) 市長等の市政運営を監視すること。
- (4) 広く市民に開かれた、わかりやすい議会運営に努めること。
- (5) 他の地方公共団体の議会及び大学等研究機関との交流及び連携に努めること。
- (6) 男女共同参画に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 一部の団体又は地域の代表者としてではなく、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (2) 議会において意思を表明するに当たっては、独自の調査研究を行うとともに市民からの意見の聴取に努めること。
- (3) 市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、高い見識を身に着けるとともに、政治倫理の向上に努めること。

(会派及び交渉団体)

第4条 議員は、議会活動を行うに当たり、理念及び政策を共有する1人以上の議員で構成する会

派を結成することができる。

- 2 会派は、政策立案及び調査研究（以下「政策立案等」という。）に努める。
- 3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努める。
- 4 議会は、議会運営に当たっては、会派間の公平性を確保しなければならない。
- 5 会派は、相互に協議の上、交渉団体（議会運営について交渉できる所属議員3人以上の団体という。）を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加による議会の政策形成）

第5条 議会は、市民の意向を議会における議論に反映するため、市民参加の多様な機会を設け、議会として政策形成を進める。

- 2 議会は、前項に規定する政策形成の実現に当たり、事案に応じて、次に掲げる方法を用いる。
 - （1）議会報告会
 - （2）市民の意見を聴く会又は意見交換会
 - （3）地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第115条の2第1項に規定する公聴会
 - （4）法第115条の2第2項に規定する参考人の制度
 - （5）パブリックコメント
 - （6）前各号に掲げるもののほか、議会が必要と認めるもの
- 3 議会は、市民からの請願及び陳情を政策提言又は政策提案として受け止め、適切かつ誠実にこれを審議する。

（広報委員会及び広聴委員会）

第6条 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報委員会及び広聴委員会を設置する。

- 2 前項の広報委員会及び広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 議会と市長等の関係

（議会と市長等の関係）

第7条 議会は、議会における審議において、議員と市長等との緊張関係を保ち、議事機関として市民に負うべき責務を果たさなければならない。

- 2 議員は、本会議、委員会その他の議会の会議において、市長等に対して質問及び質疑（以下「質

問等」という。)を行うときは、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 市長等は、議員からの質問等に対して、その論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

4 議会は、閉会中に市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができる。

(決算認定及び予算の審議)

第8条 議会は、決算認定に当たっては、市長の予算調製に資するよう審議に努める。

2 議会は、予算及び決算認定の審議に当たっては、議会における審議を深めるため、市長等に対して施策別又は事業別の説明及び資料作成を求めるものとする。

(政策形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する重要な施策、計画及び事業(以下「政策等」という。)について、その水準を高めるとともに、議会審議における論点を整理するために、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等の提案に至った背景及び経緯
- (2) 市民参加の実施の有無及び実施した場合の内容
- (3) 国立市基本構想との整合性
- (4) 政策等の実施に係る財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用
- (6) 目標達成基準及び政策等の見直し基準

(議決事件の追加)

第10条 議会は、法第96条第2項の規定により、同条第1項に規定する事件のほか必要な事件を、議決事件として追加することができる。

2 議会は、前項の規定により議決事件を追加し、又は追加した事件を削除する場合は、その理由及び根拠を明確にしなければならない。

3 議会で議決すべき事件は、別に条例で定める。

(行政計画の報告及び調査)

第11条 議会は、市長等が各行政分野に係る基本的な計画(以下「行政計画」という。)を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、市長等に対して、当該行政計画を所管する委員会若しくは委員協議会又は全員協議会へ報告を求める。

2 議会は、行政計画について所管する委員会において、法第109条第2項の規定による所管事項の調査に努める。

第5章 議会運営の原則

(会議の公開)

第12条 議会は、原則として、全ての会議を公開する。公開しない場合にあつては、その理由を明らかにしなければならない。

2 議会は、前項の規定により公開する会議の開催についてあらかじめ市民に周知するよう努める。

(討議の原則)

第13条 議会は、議決に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くす。

2 議会は、原則として、委員会活動を中心に議員間討議を行うことができる。

(議長及び副議長)

第14条 議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行うとともに、中立公平な議会運営に努める。

2 議長及び副議長の選挙に当たっては、所信表明の機会を設ける。

(議会運営委員会及び協議等の場)

第15条 議会は、円滑な議会運営のため、法第109条第1項に規定する議会運営委員会を活用する。

2 法第100条第12項の規定による協議又は調整の場として、次に掲げる会議を活用する。

- (1) 全員協議会
- (2) 委員協議会
- (3) 会派会議
- (4) 会派代表者会議

(委員会の運営)

第16条 委員会は、政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び市長等との議論を踏まえ、政策提案を行うよう努める。

2 委員会は、前項の政策提案に当たっては、第9条各号に掲げる事項を明らかにするよう努める。

第6章 議会と議会事務局の体制整備

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、審査又は調査に当たり、法第100条の2の規定による学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努める。

(附属機関の設置)

第18条 議会は、審査、諮問又は調査に当たり、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の政策立案等に資するため、議会図書室の図書並びに議会及び行政に関する資料の充実に努め、これを活用する。

2 議会は、議会図書室の活用に当たっては、議員の政策立案及び市民への情報提供のために市立図書館及び市が設置する情報公開コーナーとの連携に努める。

(適正な議会費の確保)

第20条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実させるため、市長の予算調製及び執行に際し、適正な額の議会費の計上及び執行を求めるものとする。

(議員研修の充実)

第21条 議会は、議員の政策立案等に必要な研修の充実に努める。

(政務活動の充実)

第22条 会派又は議員は、政策立案等の能力向上を図るため、別に条例で定める政務活動費を有効に活用し、政務活動の充実に努める。

2 議長は、政務活動費に係る収支報告書を毎年度公表し、その使途の透明性の確保に努める。

(議会事務局体制の強化)

第23条 議会は、議員の資質の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努める。

2 議会事務局は、議員の議会活動に必要なとされる情報の提供に努める。

3 議会事務局は、法第138条第5項を鑑み、市長等からの独立性を保持する。

第7章 災害時の対応

(災害時の対応)

第24条 議会は、大規模災害が発生し、国立市災害対策本部（国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例（平成21年3月国立市条例第16号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するものとする。

2 議長は、大規模災害が発生したときは、必要に応じて、議員による協議、調整等を行うための組織を設置するものとする。

3 議員は、大規模災害が発生したときは、議長へ自らの安否及び所在を明らかにするため、連絡するものとする。

第8章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第25条 議員の定数は、地域民主主義の実現に向けた多様な民意を反映すること、並びに市長等の事務執行の監視機能及び議会の政策立案機能を果たすのにふさわしいことを基本とし、別に条例で定める。

2 議会は、議員の定数の変更にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。

3 議会は、前項の変更に当たっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、市民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改定にあたっては、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を総合的に考慮し、その理由を明確にする。

3 議会は、前項の改定にあたっては、第5条第2項各号に規定する方法を、事案に応じて十分に活用する。

第9章 条例の位置付け及び見直し等

(条例の位置付け)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図る。

(条例の見直し等手続)

第28条 議会は、議員の一般選挙後その任期中に、この条例の目的が達成されているかどうかを点検し、その経過及び結果を適宜公表する。

2 議会は、前項の規定による点検の結果に基づき、この条例の改正その他の適切な措置を講ずる。

付 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第6条の規定は同年5月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月17日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。